

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月16日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

工 事 番 号	第 2 5 - 4 1 3 5 1 - 0 0 9 6 号
工 事 名	道路橋りょう維持（補助）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
<p>長瀬川橋工区</p> <p>1 『断面修復工10』の寸法について、上流側側面図では0.85×0.85、数量表では0.85×0.90となっておりますが、どちらが正解でしょうか。</p> <p>2 正面図と上流側側面図に『断面修復工11』の旗揚げ表記がありますが、数量表には記載がありません。本工事の補修対象に含まれますか。</p> <p>3 吹付工法数量表の『断面修復工5』の計算で、『断面修復工11』の厚さ分が控除されていますが、上流側側面図の表記をみるとパラペット前面に位置する『断面修復工5』とは重ならないと思われます。図の記載と数量表のどちらが正解でしょうか。</p> <p>4 設計図書では吊足場の種類が、桁高1.5未満の場合に選定される『タイプA1』となっておりますが、復元一般図では桁高=1.5mになっています。（桁高1.5以上は『タイプA2』）現地確認の結果、桁高が1.5m以上であった場合、福島県工事請負契約約款の規定による協議対象でしょうか。</p> <p>十八曲橋工区</p> <p>5 設計書において、水切り材設置工は施工数量である12.0mが計上され、『水切材（材料費）』は単位数量と思われる1.0mが計上されていますが、数量計上はこれでよかったのでしょうか。</p> <p>6 上部工に削孔することから、既設鉄筋の位置を確認したうえで削孔位置を決める必要があると考えられますが、非破壊鉄筋探査の取扱いについては福島県工事請負契約約款の規定による協議の対象でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 下部工補修工図（4/16）における上流側側面図の断面修復工10については、0.85m×0.90mに訂正いたします。 閲覧図書「zumen」を訂正しましたので、ご確認願います。</p> <p>2 下部工補修工図（4/16）における上流側側面図の断面修復工11については、本工事の補修対象に含まれません。 旗揚げ表記を削除し、閲覧図書「zumen」を訂正しましたので、ご確認願います。</p> <p>3 断面修復工5と断面修復工11は重なっており、下部工補修工図（4/16）の断面修復工（吹付工法）数量表のとおりです。</p>	

- 4 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
- 5 本工事費内訳表頁0003における水切材（材料費）の数量を訂正いたします。  
閲覧図書「kinnuki003」、「suuryou002」を訂正しましたので、ご確認願います。
- 6 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。